

第三十六條の四第二項中「前項」を「第一項」に改め、「含む」の下に「第七條第三項、第十條第一項及び第二十一條第一項」を加え、同項を同條第四項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合においては、法の規定中同項の規定により都道府県知事が行う事務に係る厚生大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定により同項第四号に掲げる事務を行った場合において、製造業者又は輸入業者（製剤製造業者等を除く）につき法第十九條第一項から第四項までの規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生大臣に通知しなければならない。

第三十六條の四を第三十六條の六とする。
第三十六條の三中「許可の取消し又は」を削り、同条を同條第二項とし、同條に第一項として次のように加える。

都道府県知事は、他の都道府県知事の許可を受けた特定毒物研究者について、許可の取消しを適当と認めるときは、理由を付して、当該特定毒物研究者の許可を与えた都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

第三十六條の三を第三十六條の五とする。
第三十六條の二に次の一項を加える。

3 前項の届出が厚生省令で定める事項に係るものであるときは、同項の通知を受けた都道府県知事は、特定毒物研究者名簿のうち当該特定毒物研究者に関する部分の写しを当該通知した都道府県知事に送付しなければならない。

第三十六條の二を第三十六條の四とする。
第三十六條の次に次の二條を加える。

(登録票又は許可証の返納)
第三十六條の二 毒物劇物業者又は特定毒物研究者は、法第十九條第二項若しくは第四項の規定により登録若しくは特定毒物研究者の許可を取り消され、若しくは業務の停止の処分を受け、又は営業若しくは研究を廃止したときは、製造業者又は輸入業者にあつては製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生大臣に、販売業者にあつてはその店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者にあつては特定毒物研究者の許可を与えた都道府県知事に、その登録票又は許可証を速やかに返納しなければならない。

2 厚生大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、法第十九條第四項の規定により業務の停止の処分を受けた者については、業務停止の期間満了の後、登録票又は許可証を交付するものとする。

3 第三十六條の六第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事が製造業又は輸入業の登録を行うこととされている場合における前二項の規定の適用については、第一項中「都道府県知事を経由して厚生大臣」とあるのは「都道府県知事」と、前項中「厚生大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」とする。

(登録簿又は特定毒物研究者名簿)
第三十六條の三 厚生大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、登録簿又は特定毒物研究者名簿を備え、厚生省令で定めるところにより、必要な事項を記載するものとする。

2 第三十六條の六第一項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事が製造業又は輸入業の登録又は登録の変更を行うこととされている場合における前項の規定の適用については、「厚生大臣又は都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事」とする。

第四十三條第一号中「毒物」を「厚生大臣が行う毒物」に、「二万七千二百円」を「別に政令で定める額」に改め、同條第二号を削り、同條第三号中「第一号」を「前号」に、「二万二千円」を「別に政令で定める額」に改め、同条第四号及び第五号を削り、同條第六号中「五千二百円」を「別に政令で定める額」に改め、同条を同條第三号とする。

（保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令の一部改正）
第三十二條 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）の一部を次のように改正する。

第一條の見出し中「管轄都道府県知事」を「管轄地方社会保険事務局長」に改め、同條中「健康保険法」を「健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二條第一項の規定により地方社会保険事務局長に委任された健康保険法」に、「に関する事務」を「の権限」に、「都道府県知事」を「を管轄する地方社会保険事務局長」に改め、同條の次に次の一條を加える。
(指定又は承認に係る諮問)
第一條の二 保険医療機関若しくは保険薬局の指定若しくは特定承認保険医療機関の承認又はその指定若しくは承認の取消しに係る地方社会保険医療協議会への諮問は、当該病院若しくは診療所若しくは薬局又は当該保険医療機関若しくは保険薬局若しくは特定承認保険医療機関の所在地を管轄する地方社会保険事務局長が行うものとする。

第二條の見出し中「告示」を「公示」に改め、同條中「都道府県知事」を「地方社会保険事務局長」に改め、「ときは」の下に「厚生省令で定めるところにより」を加え、「告示」を「公示」に改める。
第二條の二中「に関する事務」を「の権限」に、「告示」を「公示」に、「前三條」を「前三條」に改める。

第三條の見出し中「管轄都道府県知事」を「管轄地方社会保険事務局長」に改め、同條第一項中「法第四十三條ノ五第一項」を「健康保険法施行令第二條第一項の規定により地方社会保険事務局長に委任された法第四十三條ノ五第一項」に、「に関する事務」を「の権限」に、「都道府県知事」を「を管轄する地方社会保険事務局長」に改め、同條第二項中「に関する事務」を「の権限」に、「都道府県知事」を「を管轄する地方社会保険事務局長」に改める。
第四條中「都道府県知事」を「地方社会保険事務局長」に改める。
第五條中「都道府県知事」を「地方社会保険事務局長」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第六條中「都道府県知事」を「地方社会保険事務局長」に、「書換交付」を「書換え交付」に改める。

第七條の見出し及び同條第一項中「管轄都道府県知事」を「管轄地方社会保険事務局長」に改め、同條第二項を削り、同條第三項中「管轄都道府県知事は」を「管轄地方社会保険事務局長は」に、「通知に基づき」を「届出に基づき」に、「所要の事項を記載し、かつ、その旨を变更前の管轄都道府県知事に通知」を「当該保険医又は保険薬剤師に関する事項を記載」に改め、同項を同條第二項とし、同條第四項中「管轄都道府県知事は、前項の通知を受けた」を「管轄地方社会保険事務局長は、前項の記載が行われた」に改め、同項を同條第三項とし、同條第五項中「管轄都道府県知事」を「管轄地方社会保険事務局長」に、「第三項」を「第二項」に改め、同項を同條第四項とする。

第八條を次のように改める。
(登録の取消しに係る諮問)
第八條 保険医又は保険薬剤師の登録の取消しに係る地方社会保険医療協議会への諮問は、第三條

第一項又は第二項に規定する登録に関する管轄地方社会保険事務局長が行うものとする。
第九條の見出し中「告示」を「公示」に改め、同條中「都道府県知事」を「地方社会保険事務局長」に、「取消し」を「取消し」に、「抹消」を「抹消」に、「すみやかに」を「厚生省令で定めるところにより、速やかに」に、「告示」を「公示」に改める。
第十條を削る。

(引揚者給付金等支給法施行令の一部改正)
第三十三条 引揚者給付金等支給法施行令(昭和三十二年政令第百二十二号)の一部を次のように改正する。
第三条から第八条までを次のように改める。
第三条から第七条まで 削除
(引揚者給付金等の請求に係る経由)
第八条 引揚者給付金又は遺族給付金に関する請求は、厚生省令で定めるところにより、市町村長(特別区の区長を含む)及び都道府県知事を経由して行わなければならない。
第九条の見出しを「(都道府県が処理する事務)」に改め、同条中「厚生大臣の権限」の下に「に属する事務」を加え、「認定する権限」を「の認定」に、「委任するもの」を「が行うこと」に改め、同条に次の一項を加える。
3 前二項の場合においては、法の規定中これらの項に規定する事務に係る厚生大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。
本則に次の一項を加える。
(事務の区分)
第十条 前二条の規定により都道府県が処理することとされている事務及び第八条の規定により市町村(特別区を含む)が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
(美容師法施行令の一部改正)
第三十四条 美容師法施行令(昭和三十三年政令第二百七十七号)の一部を次のように改正する。
第一条の見出しを「(都道府県が処理する事務)」に改め、同条中「に委任する」を「が行うこととする」に改める。
本則に次の一項を加える。
(事務の区分)
第五条 第一条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
(環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律施行令の一部改正)
第三十五条 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百七十九号)の一部を次のように改正する。
第二条の見出しを「(中央環境衛生適正化審議会)」に改め、同条第一項中「中央環境衛生適正化審議会」を「中央環境衛生適正化審議会(以下「審議会」という。）」に改め、都道府県環境衛生適正化審議会を委員二十人以上以内を削り、同条第二項中「中央環境衛生適正化審議会」を「審議会」に、「厚生大臣が、都道府県環境衛生適正化審議会の委員は都道府県知事が」を「厚生大臣が」に改め、同条第三項中「中央環境衛生適正化審議会及び都道府県環境衛生適正化審議会(以下「審議会」という。）」を「審議会」に改める。
第五条第二項中「厚生大臣又は都道府県知事が、それぞれ」を「厚生大臣が」に改める。
第十条中「中央環境衛生適正化審議会」を「審議会」に改める。
第十一条の次に次の一項を加える。
第十二条 都道府県環境衛生適正化審議会
第十三条の二 法第五十九条の政令で定める基準は、次のとおりとする。
一 法第五十八条第二項に規定する都道府県環境衛生適正化審議会(次号において「都道府県環境衛生適正化審議会」という。)の構成員は、都道府県知事が第二項各号に掲げる者のうちから任命するものとする。
二 都道府県環境衛生適正化審議会の構成員のうち、第二項第二号及び第三号に掲げる者のうちから任命される構成員の数は、同数でなければならないものとする。
第十三条の見出しを「(都道府県が処理する事務)」に改め、同条第一項中「厚生大臣の権限は、都道府県知事に委任するもの」を「厚生大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこと」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項本文の場合においては、法の規定中同項本文に規定する事務に係る厚生大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。
(水道法施行令の一部改正)
第三十六条 水道法施行令(昭和三十三年政令第三百三十六号)の一部を次のように改正する。
第七条の見出しを「(都道府県が処理する事務)」に改め、同条第一項中「第三十八条」の下に「第三十九条第一項」を「権限」の下に「に属する事務」を加え、「に委任する」を「が行う」に改め、同条第二項中「並びに第三十七条」を「第三十七條並びに第三十九條第一項」に改め、「権限」の下に「に属する事務」を加え、「に委任する」を「が行う」に改め、同条第三項中「権限」の下に「に属する事務」を加え、「に委任する」を「が行う」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「権限」の下に「に属する事務」を加え、「に委任する」を「が行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の三項を加える。
5 前各項の場合においては、法の規定中前各項の規定により都道府県知事が行う事務に係る厚生大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。
6 法第三十六条第一項及び第二項、第三十七條、第三十九條第一項並びに第四十一條に規定する厚生大臣の権限に属する事務のうち、第一項、第二項及び第四項の規定により都道府県知事が行うこととする事務は、水道の利用者の利益を保護するため緊急の必要があると厚生大臣が認めるときは、厚生大臣又は都道府県知事が行うこととする。
7 前項の場合において、厚生大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。
第八条を次のように改める。
(管轄都道府県知事)
第八条 法第四十八條に規定する関係都道府県知事は、次の各号に掲げる事業又は水道について、それぞれ当該各号に定める区域をその区域に含むすべての都道府県の知事とする。この場合において、当該都道府県知事は、共同して同条に規定する事務を行うものとする。
一 水道事業 当該事業の給水区域
二 水道用水供給事業 当該事業から用水の供給を受ける水道事業の給水区域
三 専用水道 当該水道により居住に必要な水の供給が行われる区域
四 簡易専用水道 当該水道により水の供給が行われる区域
(社会福祉事業法施行令の一部改正)
第三十七条 社会福祉事業法施行令(昭和三十三年政令第百八十五号)の一部を次のように改正する。
第一条を削り、第二条第一項中「法」を「社会福祉事業法(以下「法」という。）」に、「の市長その他の指定都市の職員が行う」を「が処理する」に改め、同条第二項中「の市長その他の市の職員が行う」を「が処理する」に改め、同条の見出し及び条名を削り、第一項に項番号を付する。
(臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部改正)
第三十八条 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第十三条中「厚生省令で」を「厚生省令で、申請書の記載事項その他学校養成所の指定に関し必要な事項は主務省令で」に改め、同条を第二十二條とする。
第十二条を第二十条とし、同条の次に次の一項を加える。
(事務の区分)
第二十一条 第三条、第五条第二項、第六条第一項、第七条第二項、第八条第二項及び第五項、第九條、第十三條から第十五條まで並びに第十八條の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十一條の次に次の八條を加える。

(学校又は養成所の指定)

第十二條 主務大臣は、法第十五條第一号に規定する学校又は臨床検査技師養成所(以下「学校養成所」という。)の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に關し主務省令で定める基準に従い、行うものとする。

(指定の申請)

第十三條 前條の学校養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書を、その所在地の都道府県知事(大学以外の公立の学校にあつては、その所在地の都道府県教育委員会、以下同じ。)を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

(変更の承認又は届出)

第十四條 第十二條の指定を受けた学校養成所(以下「指定学校養成所」という。)の設置者は、主務省令で定める事項を変更しようとするときは、その所在地の都道府県知事を経由して主務大臣に申請し、その承認を受けなければならない。

2 指定学校養成所の設置者は、主務省令で定める事項に変更があつたときは、その日から一月以内に、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない。

(報告)

第十五條 指定学校養成所の設置者は、毎学年度開始後二月以内に、主務省令で定める事項を、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に報告しなければならない。

(報告の徴収及び指示)

第十六條 主務大臣は、指定学校養成所につき必要があると認めるときは、その設置者又は長に対して報告を求めることができる。

2 主務大臣は、第十二條に規定する主務省令で定める基準に照らして、指定学校養成所の教育の内容、教育の方法、施設、設備その他の内容が適当でないとき、その設置者又は長に対して必要な指示をすることができる。

(指定の取消し)

第十七條 主務大臣は、指定学校養成所が第十二條に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前條第二項の規定による指示に従わないとき、又は次條の規定による申請があつたときは、その指定を取り消すことができる。

(指定取消しの申請)

第十八條 指定学校養成所について、主務大臣の指定の取消しを受けようとするときは、その設置者は、申請書を、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に提出しなければならない。

(国の設置する学校養成所の特別)

第十九條 国の設置する学校養成所に係る第十三條から前條までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替へるものとする。

第十三條	設置者	所管大臣
第十四條	設置者	所管大臣
第十四條	設置者	所管大臣

第十四條 設置者

その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に届け出なければならない

主務大臣に通知するものとする

設置者

その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に報告しなければならない

主務大臣に通知するものとする

設置者又は長

主務大臣

設置者又は長

所管大臣

指示

第十二條に規定する主務省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、若しくはその設置者若しくは長が前條第二項の規定による指示に従わないとき

主務大臣に申し出るものとする

設置者

申請書を、その所在地の都道府県知事を経由して、主務大臣に提出しなければならない

書面により、主務大臣に申し出るものとする

申請

申請

申請

申請

申請

申請

申請

申請

申請

申請

申請

申請

申請

本則に次の一條を加える。

(主務大臣等)

第二十三條 この政令における主務大臣は、法第十五條第一号の規定による学校の指定に関する事項については文部大臣とし、同号の規定による臨床検査技師養成所の指定に関する事項については厚生大臣とする。

2 この政令における主務省令は、文部省令・厚生省令とする。

(調理師法施行令の一部改正)

第三十九條 調理師法施行令(昭和三十三年政令第三三三号)の一部を次のように改正する。

第一條の次に次の四條を加える。

(養成施設の指定)

第一條の一 調理師法(以下「法」という。)第三條第一項第一号に規定する調理師養成施設の指定の申請は、その施設の所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

(指定養成施設の内容変更)

第一條の三 指定を受けた調理師養成施設(以下「指定養成施設」という。)の設立者は、生徒の定員その他の厚生省令で定める事項を変更しようとするときは、厚生大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認の申請は、指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。

(指定養成施設の入所及び卒業の届出)

第一條の四 指定養成施設の設立者は、毎年四月三十日までに前年の四月一日からその年の三月三十一日までの入所者の数及び卒業者の数を当該指定養成施設の所在地の都道府県知事を経由して、厚生大臣に届け出なければならない。

(指定養成施設の名称等の変更等の届出)
 第一條の五 指定養成施設の設立者は、その指定養成施設の名称その他の厚生省令で定める事項に変更があつたとき、又はその指定養成施設を廃止したときは、厚生省令で定めるところにより、速やかに、その旨を当該指定養成施設の所在地の都道府県知事を經由して、厚生大臣に届け出なければならぬ。
 第二條第一項中「調理師法(以下「法」という。)」を「法」に改め、同條の次に次の一条を加える。

(指定試験機関の委任の公示等)
 第二條の二 法第三條の二第二項の規定により指定試験機関にその試験事務を行わせることとした都道府県知事(以下「委任都道府県知事」という。)は、厚生省令で定める事項を、厚生大臣に報告するとともに、公示しなければならない。
 2 指定試験機関は、その名称、主たる事務所の所在地又は試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、厚生省令で定める事項を委任都道府県知事(試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更しようとする場合にあつては、関係委任都道府県知事)に届け出なければならぬ。
 3 委任都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

第三條第二項中「法第三條の二第二項の規定により指定試験機関に試験事務を行わせることとした都道府県知事(以下「委任都道府県知事」という。)」を「委任都道府県知事」に改める。
 第八條の次に次の一条を加える。
 (試験事務の委任の解除)
 第八條の二 委任都道府県知事は、指定試験機関に試験事務の全部又は一部を行わせないこととするときは、その六月前までに、その旨を指定試験機関に通知しなければならない。
 2 委任都道府県知事は、指定試験機関に試験事務の全部又は一部を行わせないこととしたときは、その旨を、厚生大臣に報告するとともに、公示しなければならない。
 第九條を次のように改める。

(委任都道府県知事による試験事務の実施等)
 第九條 都道府県知事は、法第三條の二第二項の規定により指定試験機関に試験事務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。
 2 委任都道府県知事は、指定試験機関が試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつたと認めるときは、当該試験事務の全部又は一部を行うものとする。
 3 委任都道府県知事は、前項の規定により試験事務を行うこととし、又は同項の規定により行つていない試験事務を行わないこととしたときは、その旨を、厚生大臣に報告するとともに、公示しなければならない。
 第十五條の次に次の二條を加える。

(準用)
 第十五條の二 第二條から第三條まで及び第五條から第九條までの規定(第三條第二項及び第七條第二項(第三号に係る部分に限る。))を除く。は、届出受理事務及び指定届出受理機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第二條第一項	第三條の二第二項	第五條の二第二項
第二條第二項及び第三項	厚生大臣	都道府県知事
第三條の二第二項	第五條の二第二項	第五條の二第二項

第二條第三項第三号	第七條第一項又は第二項	第十五條の二において読み替へて準用する第七條第一項又は第二項
第二條第四項	厚生大臣	都道府県知事
第二條の二第二項	第三條の二第二項	第五條の二第二項
第二條の二第二項	厚生大臣に報告するとともに公示しなければならない	公示しなければならない
第二條の二第二項	委任都道府県知事(試験事務を取り扱う事務所の所在地を変更しようとする場合にあつては、関係委任都道府県知事)	委任都道府県知事
第三條第一項	厚生大臣	委任都道府県知事
第六條第一項	厚生大臣	委任都道府県知事
第六條第二項	厚生大臣	委任都道府県知事
第七條第一項	厚生大臣	委任都道府県知事
第七條第二項	厚生大臣	委任都道府県知事
第七條第二項第一号	第二條第三項各号	第十五條の二において読み替へて準用する第二條第三項各号
第七條第二項第二号	第三條第一項	第十五條の二において読み替へて準用する第三條第一項
第七條第二項第四号	前三号	第一号及び第二号
第七條第三項	厚生大臣	委任都道府県知事
第八條	関係委任都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない	公示しなければならない
第八條の二第二項	厚生大臣に報告するとともに公示しなければならない	公示しなければならない
第九條第一項	第三條の二第二項	第五條の二第二項
第九條第三項	厚生大臣に報告するとともに公示しなければならない	公示しなければならない